

○周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月23日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長(下水道事業管理者の権限を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、町長に対し、法第74条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第74条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、町長に対しその旨を通知しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち個人情報ファイルに係る事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとする場合は、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報ファイルの名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的及び概要

- (4) 対象者の範囲
 - (5) 記録項目
 - (6) 収集方法及び収集先
 - (7) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (8) 経常的な目的外利用及び外部提供の有無
 - (9) その他町長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出を行った個人情報取扱事務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめ前2項の規定による届出をすることができないときは、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後に、当該届出をすることができる。
- 4 町長は、前3項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。
- 5 前各項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の届出に係る記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、個人情報ファイルに記録される項目及び個人情報ファイルに記録される個人の範囲が当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 電子計算機による検索を用いないで特定の保有特定個人情報（実施機関の職

員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（周防大島町情報公開条例（平成16年周防大島町条例第11号）第2条第4号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。）を容易に検索することができるように体系的に構成された個人情報ファイル（手数料等）

第5条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、周防大島町個人情報保護審査会条例（令和4年周防大島町条例第13号）第1条に規定する周防大島町個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（周防大島町個人情報保護条例の廃止）

第2条 周防大島町個人情報保護条例（平成17年周防大島町条例第6号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の周防大島町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務及び旧条例第29条第2の規定による受託業務等の処理に当たって知り得た個人の秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に指定管理者である者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(4) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧条例第8条の規定によりなされた個人情報取扱事務の届出等は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に旧条例第13条第1項若しくは第2項、第21条第1項若しくは第2項又は第24条第1項、第2項若しくは第3項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正若しくは削除又は利用の停止、消去若しくは外部提供の停止については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧条例の規定により旧条例第28条第1項の規定により町に置かれた同項に規定する周防大島町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第28条第7

項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

6 次に掲げる者が、正当な理由がないにも関わらず、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する電子計算機処理に係る旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

(4) 第1項第4号に掲げる者

7 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（保有個人情報に該当しない旧条例第2条第11号に規定する保有特定個人情報を含む。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

8 前2項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第3条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この条例の施行後遅滞なく」とする。

附 則（令和6年12月25日条例第25号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（令和7条例3）抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年3月27日条例第3号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。
